

最近の判例から

(14) - 工作物責任 -

吹付けアスベストを使用した建物で就労していた男性が悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡したことについて、賃貸人兼所有者に工作物責任を認めた事例

(大阪地裁 平21・8・31 判タ1311-183) 小野 勉

吹付けアスベストを使用した建物で就労していた男性が悪性胸膜中皮腫を発症し死亡したのは、建物賃貸人兼所有者が、アスベスト対策を怠ったためだとして、その遺族が損害賠償を求めた事案において、建物賃貸人兼所有者の工作物責任を認め、遺族の請求を一部認容した事例（大阪地裁 平成21年8月31日判決 一部認容・控訴 判例タイムズ1311号183頁）

1 事案の概要

A社（Bとその親族が取締役の、いわゆる法人成りした会社）が、昭和45年3月に甲社から賃借した鉄道高架下の建物において、文房具店の店長として就労していたBが、平成14年7月に某医科大学附属病院にて悪性胸膜中皮腫の診断を受け、平成16年4月に自殺により死亡した。このことについて、Bの相続人であるXらが、平成14年4月に吸収合併により甲社の権利義務を包括承継したY1株式会社に対しては、不法行為又は土地の工作物の設置、保存上の瑕疵に係る責任に基づき損害賠償を求め、一方、甲社から、甲社とA社との間の建物賃貸借契約に基づく賃貸人の地位を平成14年4月に承継したY2株式会社に対しては、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

2 判決の要旨

裁判所は、Bが、本件建物に使用されていた壁面吹き付け材に含有するアスベスト繊維が飛散して発生した粉塵を吸引し、悪性胸膜中皮腫に罹患したことを認定した上で、Y1に対する請求については工作物責任を認めて、Xらに約5千万円の損害金及び遅延損害金の支払いを認めた。

一方、Y2に対する請求については、Y2が本件建物の賃貸人たる地位を承継した平成14年4月時点で吹き付けアスベストの撤去等を行っていたとしても、Bの中皮腫の発症を回避できたものと認めることは困難であったことから、仮にY2に本件建物の安全配慮義務違反があったとしても、当該義務違反とBの悪性胸膜中皮腫の発症との間に相当因果関係は認められないため、XらのY2に対する請求は理由がないとしてこれを棄却した。

(1) Y1の、本件建物の設置、保存上の瑕疵の有無について

工作物に設置、保存上の瑕疵がある場合とは、工作物が、その種類に応じて通常有すべき安全性を欠いていると解するのが相当である。そして、人が利用する建物は、その性質上これを利用する者にとって絶対安全でなければならない、人の生命、身体に害を及ぼさないことが当然前提となっているというべきところ、本件建物は、鉄道高架下の商業店舗であり、本件建物内で営業を行う者の生命、身体に害を及ぼさない安全な性状のものである

ことが予定されていたといえる。また、Bが本件建物での就労を開始した昭和45年頃は、人の生命、健康に対するアスベストの危険性、有害性について、一般的に認識されているものと評価できる。ところが、本件建物は、2階倉庫の壁面部分に、アスベストの中でも特に発がん性などの有害性が強いクロシドライトを一定量含有する吹き付け材が露出した状態で施工されており、しかも、頻繁に電車が往来する鉄道の高架下であって、鉄道が通るたびに相応の振動が生じることにより、上記吹き付け材が飛散しやすい状態にあったのであるから、本件建物は、それを利用する者にとって、アスベスト吹き付け材から発生した粉塵の曝露、吸入により、生命、健康が害され得る危険性があったといえる。そうすると、本件賃貸借契約開始時である昭和45年3月時点以降本件建物には、設置、保存上の瑕疵があったものと認めるのが相当である。

(2)本件建物の占有について

民法717条1項は、危険な工作物を支配、管理する者が、当該危険が現実化したことによる責任を負うべきであるとの考え方に基づくものであることからすれば、同項にいう「占有者」とは、被害者に対する関係で土地工作物から生ずる危険を支配、管理し、損害の発生を防止し得る地位にある者をいうと解するのが相当である。本件では、①甲社は、本件建物の所有者として、本件建物が駅高架下に存在するという鉄道施設に関連した特殊物件であるということを前提に、本件賃貸借契約を締結し、同契約においては、甲社に対し、管理上必要があるときに、本件建物に立ち入り、必要な措置を執る権限が認められていたこと、②本件賃貸借契約上、賃貸人である甲社は、本件建物の主体建築物及び基礎的施設の維持管理に必要な修繕義務を負担しているところ、2階倉庫の壁面には、アスベ

スト吹き付け材が施工されており、電車の振動及び経年劣化により、2階倉庫部分には本件粉塵が飛散し得る状態であったことからすると、2階倉庫の壁面につき修繕等の措置を執ることが許容されているのは専ら賃貸人たる甲社であって、賃借人のA社にはそのような権限がなかったこと、③賃借人であるA社はいわゆる法人成りした会社であり、A社は、被害者であるBと実質上同一であると評価できることを考慮すると、Bに対する関係で本件建物2階倉庫部分に施工されている吹き付けアスベスト材から生じる危険について、支配、管理し、損害の発生を防止し得る地位にあった者は、甲社であるというべきである。したがって、甲社が、民法717条1項にいう占有者に当たると認められるものの、結局その責任を負うべき主体は、その責めを負うべき期間（Bがアスベストに曝され始めた昭和45年3月から、悪性胸膜中皮腫を発症した平成13年11月ころまでの間）に占有者（賃貸人）兼所有者であった甲社（昭和48年3月に関連会社を吸収合併し商号変更している。）を、包括承継したY1となる。

3 まとめ

本件は、アスベストを使用した建物について初めて工作物責任を認めたものであるとともに、建物を直接占有している賃借人ではなく間接占有者である賃貸人が民法717条の「占有者」であるとして、工作物責任を認めている点も注目されており、実務上参考となる事例として紹介する。

なお、本事件の控訴審判決が、平成22年3月5日大阪高裁であり、裁判長は、昭和45年頃にアスベストの有害性が認識されていたとする第一審判断を踏襲する一方、賠償額については、過失割合を見直し増額変更した。

(調査研究部調査役)